

5 誰が活動するのか

さりげない見守り・安否確認は隣近所の人、訪問活動は民生委員児童委員、地区福祉のまち推進センターが中心となって活動するのが望ましいといえます。その際、それぞれの地区、単位町内会、班ごとに、万が一のために連絡体制をつくっておくと効果的です。

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、暮らしを支援しています。民生委員児童委員は、地域の方々の相談相手で、生活保護以外にも、子育て、高齢者の介護、健康・医療などについて幅広く活動していますので、生活の中で気になっていることがありましたら、お気軽にご相談ください。なお、民生委員児童委員には守秘義務があり、個人情報やプライバシーの保護に配慮した活動を行っています。

また、札幌市は、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域全体での支え合い活動を推進するため、概ねまちづくりセンター単位に「地区福祉のまち推進センター」を設置しています。基本的には、孤立死や閉じこもりをなくすために、見守り・安否確認、話し相手や付き添いなどを行っていますが、地区によって活動内容が違いますので、具体的な内容はそれぞれの地区福祉のまち推進センターにおたずねください。

6 専門機関等との連携

孤立死を防ぐための隣近所による見守り・安否確認を進めるためには、地域の方々だけでは対応が困難な認知症や精神的疾患がある方などもいることから、地域包括支援センターや介護予防センター、介護支援専門員(ケアマネジャー)等との連携のもと、見守り・安否確認に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターは、介護保険法の改正に伴って、平成18年4月に創設された機関であり、高齢者の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活を継続できるよう支援しています。札幌市内には、17カ所に設置され、地域を分担して担当しています。

このセンターは、地域でのケアを充実させるために、介護保険サービスだけでなく、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、近隣での支え合いなどの多様

な社会資源を活用したケア体制づくりを目指しており、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士といった複数の専門スタッフが配置され、介護予防計画の作成や高齢者や家族からの総合的な相談、虐待の防止や権利擁護の支援、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援を行っています。

介護予防センターは、介護予防を推進するために、地域包括支援センターを補完する機関として、平成 18 年 4 月に新たに 53 カ所が設置されており、地域を分担して担当しています。高齢者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域のさまざまな関係機関と連携しながら介護予防の普及・啓発を行い、高齢者や家族からの総合的な相談、閉じこもりを防止するための「すこやか倶楽部」や「転倒予防教室」などの開催を行っています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、居宅介護支援事業所や介護保険施設等に所属し、介護保険において要支援・要介護と認定された方に対して、介護の相談に応じ、サービス事業所等との連絡調整を行い、ケアプランを作成しています。

さらに、隣近所の見守り・安否確認を効果的に行うためのその他の方法としては、万が一の場合のため、配食サービス業者、生協・宅急便等の宅配業者、新聞販売店、郵便事業株式会社等と可能な限り連携し、「おかしいな」と思ったら、隣近所の人に確認してもらえるような関係づくりを進めておく必要があります。

7 ふれあい・いきいきサロンのすすめ

ふれあい・いきいきサロンは、身近な住民同士の「仲間づくり」や「出会いの場」づくりを進める活動です。サロン活動に取り組むことは、サロンに参加する高齢者等の生活状況を定期的に把握したり、参加者との関係を深めるのに有効な方法です。参加者にとっても、家から出かける機会が増えることで、閉じこもりの予防になりますし、隣近所に知り合いが増え、交流の輪が広がるなどの効果も考えられます。

具体的には、茶話会、ミニコンサート、季節の行事、清掃活動、健康づくり活動など、さまざまな活動が行われています。

サロンを実施するにあたっては、開設のための相談やアドバイスはもちろんのこと、運営費の一部助成等を受けられる場合がありますので、札幌市社会福祉協議会又は各区社会福祉協議会に相談してください。